

# 意見募集

みなさまのご意見をお寄せください

## 神戸市公衆浴場法施行条例 の一部改正（案）について

【概要】家族風呂及び水着を着用して入浴する場合を除き、混浴が禁止される年齢を引き下げます。

また、家族風呂の混浴規定についても見直します。

### 意見募集期間

令和5年8月25日～9月25日

### 問い合わせ先

神戸市健康局環境衛生課

電話 078-322-5265

## 1 意見募集期間

令和5年8月25日(金)～令和5年9月25日(月)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570(宛先住所記入不要)

神戸市健康局環境衛生課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-2725 神戸市健康局環境衛生課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: seikatsueisei\_kankyo@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市健康局環境衛生課

市役所1号館 20階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

(1) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。また、神戸市にお住まいの方以外で、市内の事業所等に勤務されている方、市内の学校に在学中の方は、事業所等又は学校の名称及び所在地を記載してください。

(2) 提出される書式には、「神戸市公衆浴場法施行条例の一部改正(案)」に対してのご意見であることを明記してください。

(3) 電話などによる口頭の意見提出の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年10月上旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

#### 4 個人情報 の 取扱い について

- (1) ご提出いただきましたご意見・ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名・住所の記載をお願いしています。
  - ア 提出された意見の内容を確認させていただく場合があること
  - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること

## 「神戸市公衆浴場法施行条例の一部改正」案について

### 1 趣旨

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）において、都道府県等（保健所設置市にあたってはその各市）が当該措置の基準を条例で定めることとされているところです。

厚生労働省において、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究結果や、本改正に係るパブリックコメントの結果を踏まえ、令和 2 年 12 月 10 日に、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」を発出し、男女の混浴年齢の目安が 10 歳から 7 歳に引き下げられました。

神戸市においても、混浴年齢について、上記要領の改正や社会情勢の変化を踏まえた改正を検討しておりますので、皆さまのご意見を広く募集します。

### 2 改正の概要

家族風呂等及び水着を着用して入浴する場合を除き、混浴が禁止される年齢を「10 歳以上」から「7 歳以上」に引き下げます。

一方で、家族風呂等において男女の混浴が認められる対象を「親と 10 歳未満の子」であったものを、子の年齢による制限を設けないこととします。

さらに、親子三世代が一緒に入浴できるようにします。

※家族風呂等とは、1 家族またはその他の団体ごとに専用で利用できる脱衣室や浴室等のことをいいます。

### 3 改正の時期

令和 5 年第 3 回定例市会（11 月議会）に上程予定

### 4 施行期日

令和 5 年 12 月中旬予定